

低所得の子育て世帯に対して 子育て世帯生活支援特別給付金を給付

児童
1人当たり
5万円

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

問い合わせ先 こども課こども福祉係 ☎(76)0995

ひとり親世帯分

対象 次の①から③のいずれかに該当する人

- ①令和3年4月分の児童扶養手当が支給される人
- ②公的年金などを受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止される人
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

申請要否・申請期限など

	対象①	対象②	対象③
支給額	児童1人当たり一律5万円		
申請要否	不要	要	
申請期限	—	令和4年2月28日(月)	
支給時期	5月7日に支給済み	5月中旬以降順次支給	

申請先

- ・こども課こども福祉係（笠懸庁舎）☎(76)0995
- ・大間々市民生活課福祉係（大間々庁舎）☎(76)1846
- ・東市民生活課市民福祉係（東支所）☎(76)0984

児童扶養手当と特別児童扶養手当

申請がお済みでない人は
ご相談を

支給対象者へ児童扶養手当・特別児童扶養手当を支給します。対象と思われる人で、まだ申請がお済みでない場合はご相談ください。なお、受給には父母などの所得制限があります。

■児童扶養手当

対象 次の①から⑨のいずれかに該当する児童を養育しているひとり親、または親に代わって養育している人など

- ①父母の離婚
- ②父母いずれかが死亡
- ③父母いずれかが重度の障がい者（国民年金法および厚生年金法の障害等級1級、身体障害者福祉法の1級および2級程度）
- ④父母いずれかの生死が不明
- ⑤父母いずれかから1年以上遺棄
- ⑥父母いずれかが裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父母いずれかが1年以上拘禁
- ⑧父母いずれかが未婚
- ⑨孤児など

支給期間 児童が18歳に達する年の年度末まで（精神または身体に障がいがある場合は、20歳に達するまで）

※法改正により、令和3年3月分からは児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給できるようになりました。受給要件など詳細はお問い合わせください。

■特別児童扶養手当

対象 精神または身体に障がいがある20歳未満の児童を養育している人

申請・問い合わせ先

- ・こども課こども福祉係 ☎(76)0995
- ・大間々市民生活課福祉係 ☎(76)1846
- ・東市民生活課市民福祉係 ☎(76)0984